

平成 2 8 年度

国の予算編成に対する重点要請書

平成 2 7 年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、昨年7月1日に市制90周年を迎えました。今では人口が147万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、首都圏の中央部に位置し、世界的企業や研究開発機関の集積に加え、世界トップクラスの環境技術を誇る都市であるとともに、「音楽のまち」をはじめとした文化芸術の発信や「スポーツのまち」の発信など、多彩な魅力があります。

この限りない可能性を秘めた川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めていくため、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」のまちづくりを進めています。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中で、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、平成28年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

平成27年6月

川崎市長

福田 紀彦

重 点 要 請 事 項

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
障害者制度改革に係る財政措置等について・・・・・・・・	3
「介護サービス制度」の改善について・・・・・・・・・・	5
生活保護制度の更なる改革等について・・・・・・・・・・	7
生活困窮者自立支援制度の充実について・・・・・・・・・・	9
子ども・子育て支援事業計画の着実な推進と 質の確保に向けた取組について・・・・・・・・・・	1 1
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	1 3
放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の取扱いについて・・・・・・・・	1 5

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

国家戦略特区・国際戦略総合特区の取組推進と 殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）の整備について・・・	1 7
“水素社会”の実現に向けた川崎臨海部に おける水素ネットワークの構築等の推進について・・・	1 9
羽田連絡道路をはじめとする 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・	2 1

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」を、まずは5：5となるようにすること。さらに、地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに伴う税源移譲に対する地方財政措置の検討にあたっては、現行の地方交付税制度の原則通り、普通交付税の基準財政収入額の算入率を75%とすること。

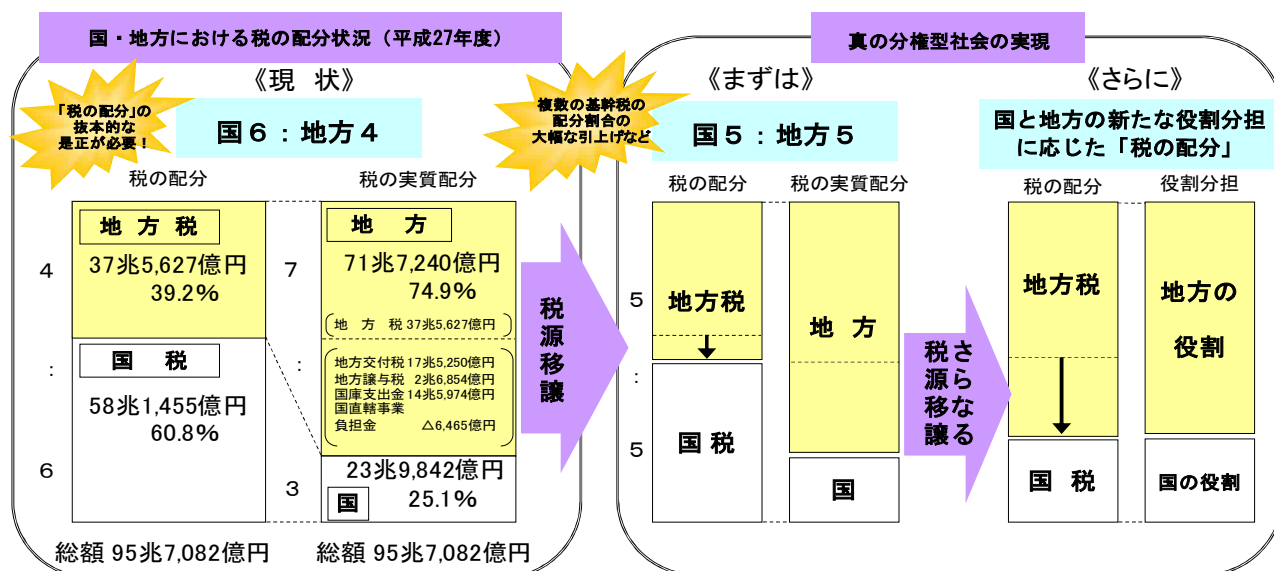
■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進め、国に依存した財源の規模を縮減し、地方自治体の財政運営の自由度を高めるとともに、国・県・市町村の三層構造による重複の無駄を省く国全体の構造改革を進めることが重要です。
- 指定都市は、圏域の中核都市としての役割や人口の集中・産業の集積に伴う大都市特有の財政需要を抱えています。加えて、指定都市には事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・

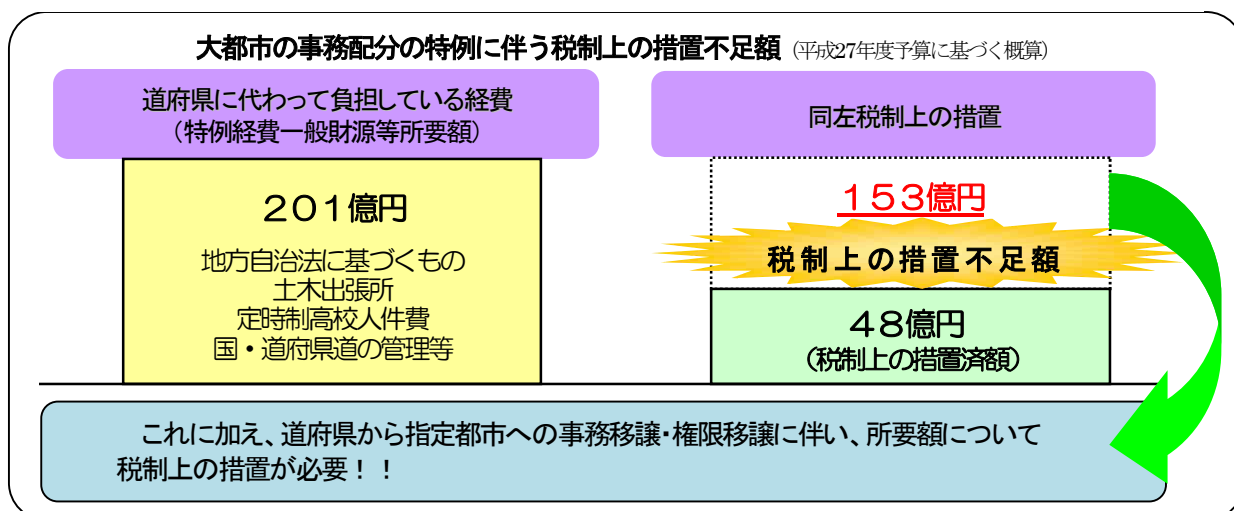
流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。

- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきであり、国は速やかにその工程を明らかにするべきです。
- 県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲については、指定都市所在道府県と指定都市で協議を行い、国が地方財政措置を適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることについて、平成25年11月14日に合意しました。その移譲に対する地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、地方交付税制度の原則通り、普通交付税の基準財政収入額の算入率を75%とするべきです。

国・地方間の税源配分の是正



注 地方法人税の影響により、平成28年度には、市町村と国との税の配分格差がさらに拡大する。



障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 2 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助は規定の上限割合にはほど遠い状況です。
- 障害者就業・生活支援センター事業は、都道府県の地域生活支援事業と位置づけられており、国の方針では、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所程度の設置となっております。本市においては、市全域が1つの障害保健福祉圏域となっており、都道府県の地域生活支援事業の対象は1か所ですが、同センターは企業就労を希望する障害者と一般企業を結ぶ「つなぎ」という重要な役割を担っており、就労支援は障害のある方が地域で自立した生活をしていくための重要な支援であることと併せて、より身近な地域で支援を提供することが効果的であることから、本市においては、市域を南部・中部・北部に分けての3か所設置しております。障害者数や企業数などの就労実績に直結する要因は、都市部、地方によって障害保健福祉圏域ごとに異なることから、地域の実情に応じて複数設置するなどの柔軟な対応が求められております。

■ 費用

- 平成28年度地域生活支援事業費 約14億円（国費1/2 約7億円）

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
- 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

(表1) 地域生活支援事業の実績【平成25年度実績額】 (単位：百万円)

事業費	要綱に基づく 交付額 (A)	交付額 (B)	川崎市超過負担分 (A) - (B)
1, 3 5 4	6 7 7	4 6 5	2 1 2

(表2) 障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移 (単位：人)

	設置数	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
障害者就業・生活支援センター (国庫補助対象)	1 か所	2 0 5	2 4 0	2 6 7	3 2 7
障害者就労援助センター (本市単独設置)	2 か所	2 9 9	3 5 3	4 2 7	5 0 2

この要請文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL 044-200-2663

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度の維持・改善を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、新たな介護報酬制度の構築に向けて取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、新たな介護報酬制度を構築するまでの間、財政支援すること。

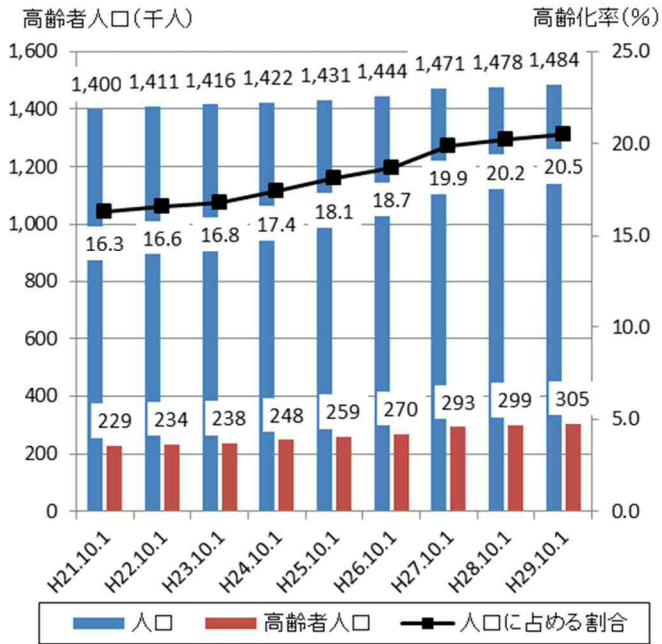
■ 要請の背景

- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
- 現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組みになっています。
- 要介護度の改善を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度に見直しを図ることが必要です。また、長期にわたって、要介護度を維持した場合にも同様な仕組みが必要です。
- 本市では、要介護度の維持・改善の促進を図る仕組みにより、無理なく安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を庁内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度維持・改善について、効果のあった事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな仕組みづくりに向けて検討を行っております。

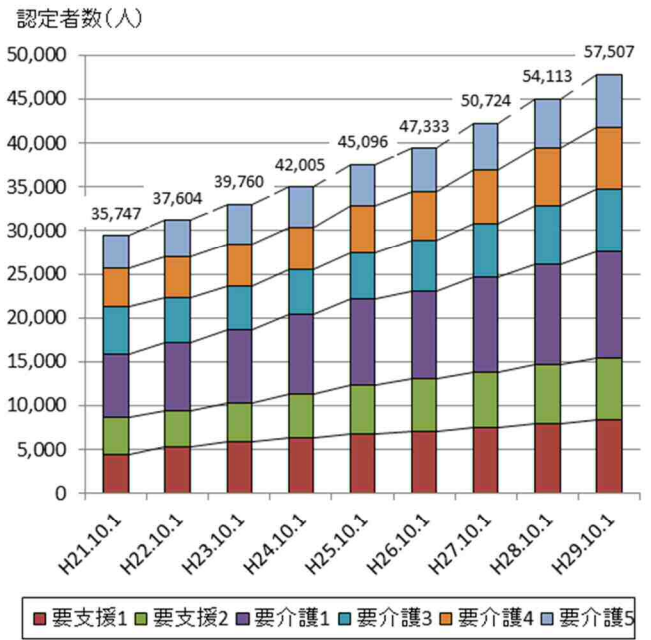
■ 効果等

- 要介護度の維持・改善が図られた場合、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度により、介護保険給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体が独自に取り組むモデル事業の実施により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、新たな介護保険制度の見直しに際し、有効な基礎資料として活用することができます。

高齢者人口の推移



要介護認定者数の推移



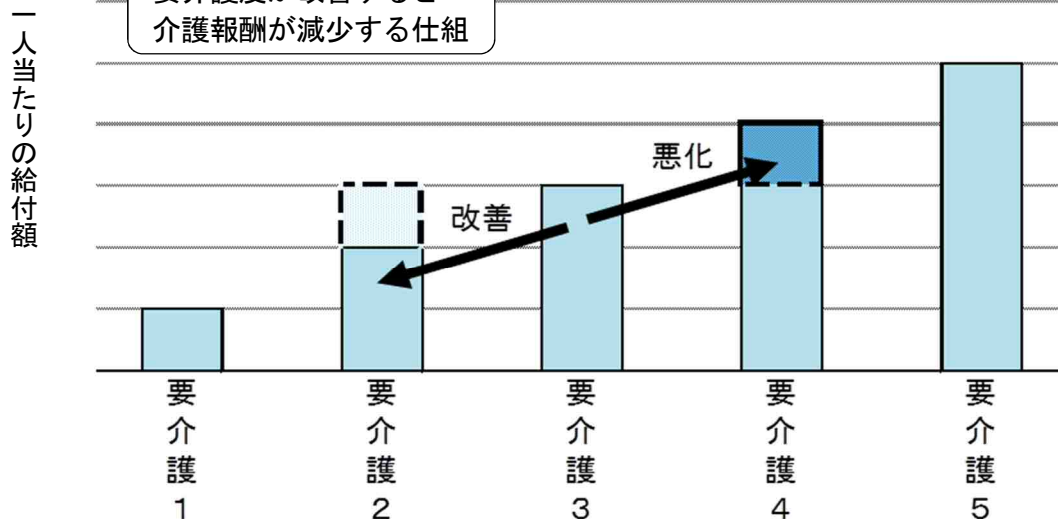
介護保険料・給付費の推移

介護保険料・給付費
共に増加傾向



要介護度改善と介護報酬

要介護度が改善すると
介護報酬が減少する仕組



この要請文の担当課/健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL044-200-3802

生活保護制度の更なる改革等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 超高齢社会の進展に向け、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、それに合わせた生活保護制度となるよう更なる改革に取り組むこと。
- 2 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 3 生活保護受給者の自立に向け、多様な取組を強化充実するため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活保護適正実施推進事業等）を増額すること。

■ 要請の背景

- 指定都市市長会及び全国市長会から、生活保護の適正化に向けて、抜本的な制度の見直しについて提案し、平成26年7月には、生活保護法の一部を改正する法律が施行されました。しかしながら、生活保護制度の抜本的改革については、生活保護費の全額国庫負担、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担、年金制度と整合する生活保障制度の創設など、これまでの提案が反映しているとは言えないため、生活保護制度の更なる改革に取り組む必要があります。
- 生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。

【本市扶助費の推移】

〔単位：億円〕

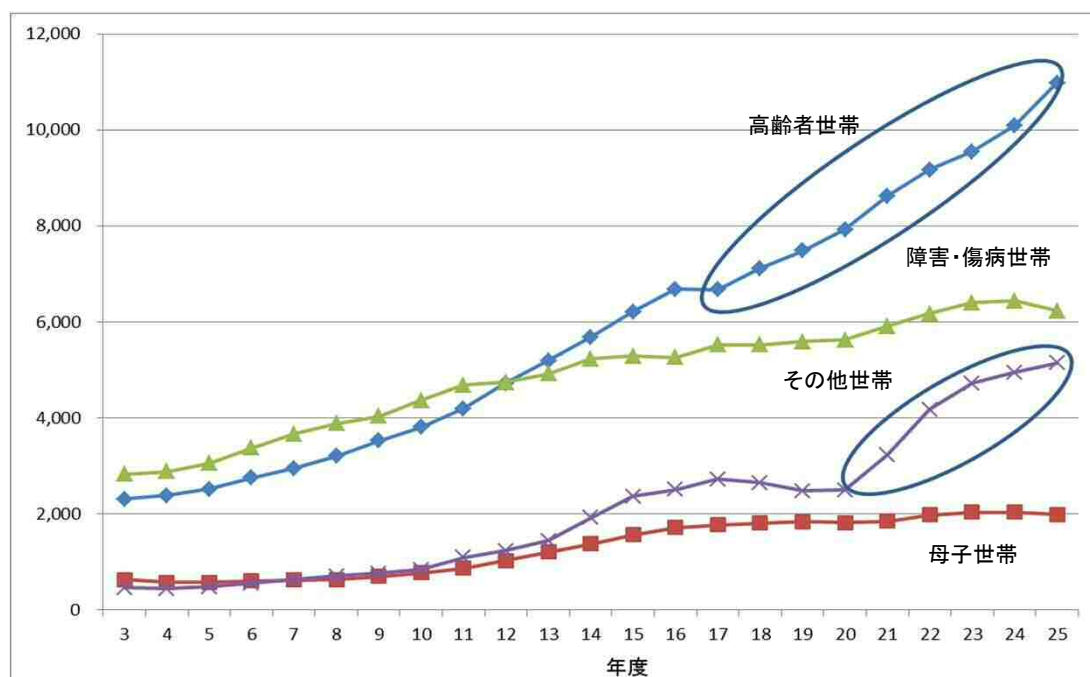
	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H27予算	597	441	156

- 平成27年度からこれまでのセーフティネット支援対策等事業費補助金が、新たな負担金と補助金に代わり、その算定にあたっては、人口を基にした基準額が設定されたり、国の負担（補助）割合が10/10から、1/2、2/3、3/4に変更されたりと、自治体の負担が求められるようになりました。生活保護受給者の自立支援がますます困難になる中で、保護の適正化や支援施策の充実強化を図るためには、十分な事業費を確保する必要があります。

■ 本市の取組

- これまで国の補助金を積極的に活用し自立に向けて多様な就労支援等に取り組んできました。しかしながら、就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、多様な手法による支援に取り組んでいます。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



高齢化の進展に伴い増え続ける高齢者世帯

近年、その他世帯の増加が顕著

対策として、下記事業の実施により、縮減が見込まれる

2 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

負担金・補助金名	負担(補助)割合
● 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 ・ 被保護者就労準備支援事業費 - 生活保護受給者への就労支援事業	国庫負担基準額の設定
● 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ・ 生活困窮者就労準備支援等事業費 - 生活保護受給世帯の子どもたちへの学習支援事業	1/2
・ 生活保護適正化事業 - 健康管理支援事業 - 精神障害者の退院移行事業 - 居住の安定確保事業	3/4

3 補助金の推移

(単位 百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
川崎市歳出予算額	662	543	555
国負担(補助)予算額	555(内示)	367	555

10/10

この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

生活困窮者自立支援制度の充実について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、法律に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。
- 2 生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業などの任意事業についても、緊急性を鑑み、国の補助割合を増額すること。
- 3 多様な求職者を支援するためには、求人情報の把握とともに、求職者に応じた条件の把握が重要であることから、ハローワーク等の情報の一元化や情報提供の拡大に向け、新たな仕組の構築を行うこと。

■ 要請の背景

- 生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、平成27年度から施行されましたが、この制度は生活保護に至る前の段階の生活困窮者への自立支援を進める上で、効果的な事業を実施する必要があります。
- 本市では、平成25年12月に「川崎市生活自立・仕事相談センター」を開設し、生活困窮者の自立に向けて、相談支援等に着手しましたが、さまざまな支援事例を積み重ねて、効果的な支援の仕組を構築するとともに、支援にあたって関係機関との連携を強化する必要があります。
- 一方で、国においては、法に必須事業、任意事業が位置づけられましたが、その事業ごとに国庫負担（補助）基準額が設定され、実質的に国の負担（補助）に上限が示されています。
- 生活保護世帯の子どもへの学習支援事業は、国がその費用を全額負担し、実施してきましたが、平成27年度からは、生活困窮家庭の子どもへの学習支援と統合して実施することになり、より充実する必要があります。
- 就労自立に向けては、求人情報の把握とともに、詳細な求人条件の把握が重要です。さらなる雇用の促進のためには、生活保護受給者、生活困窮者のみならず、若者、ひきこもり、高齢者等に対する施策との一体的な運用による効果的な支援が求められています。

■ 本市の取組

- 平成27年度は、新たに市負担分を予算化することで事業実施を図っていますが、平成28年度においては基準額が減額されるため、同様の負担が厳しい状況です。

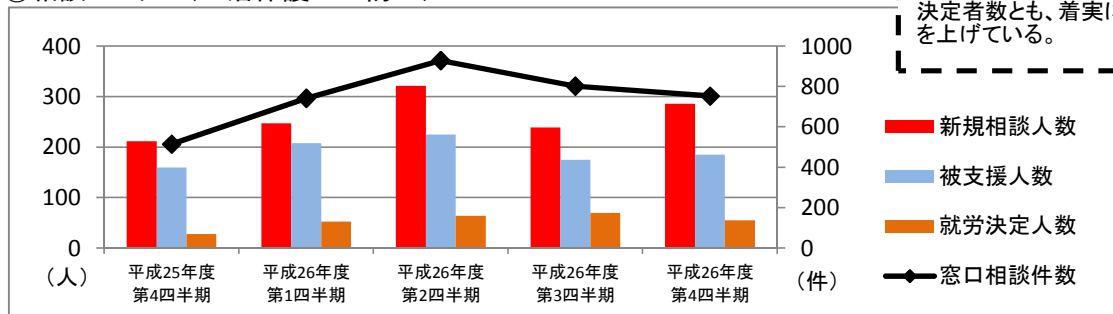
生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

- 平成26年度 (モデル事業(10/10)) ⇒ 平成27年度 ・・・ 制度化による補助率(3/4、2/3、1/2)の削減
 平成28年度 ・・・ 経過措置の終了による補助基準額の減額
 (単位: 千円)

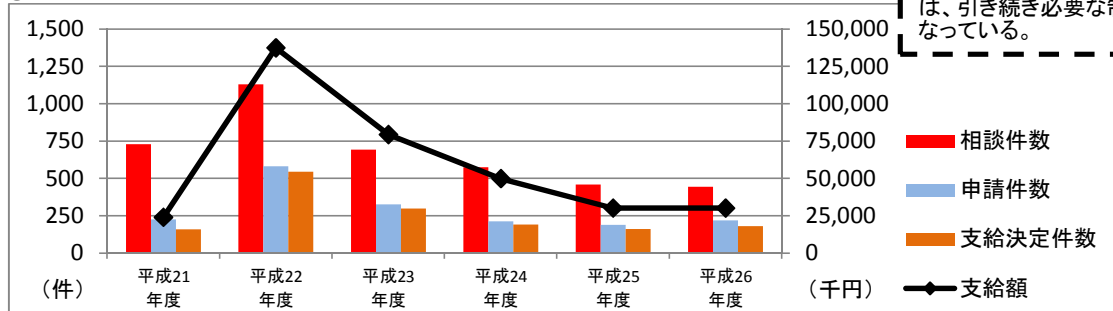
市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	モデル事業		生活困窮者自立支援法						
	補助率	平成26年度 決定額 (10/10)	補助率	平成27年度申請予定額			平成28年度見込額 (平成27年度ベース)		
				事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター 事業(自立相談支援事業)	10/10	80,000	3/4	230,863 (264,000)	174,259	56,604	220,000 (220,000)	165,000	55,000
② ホームレス自立支援センター 事業【3事業合計】 (自立相談支援事業)	10/10	339,872	3/4						
③ ホームレス自立支援センター 事業【3事業合計】 (一時生活支援事業)	10/10		2/3	146,942 (363,600)	110,206	36,736	146,942 (333,000)	110,206	36,736
④ 住宅支援給付事業 (住居確保給付金)	10/10	64,065	3/4	26,537 (-)	19,902	6,635	26,537 (-)	19,902	6,635
⑤ 学習支援事業 (学習支援事業)	10/10	57,600	1/2	40,000 (51,840)	20,000	20,000	40,000 (50,000)	20,000	20,000
合計		541,537		444,342	324,367	119,975	433,479	315,108	118,371

モデル事業の実施状況(以下のとおり着々と事業効果を実現)

①相談センター(生活保護への防止)



②住宅支援(生活保護への防止)



※平成21年10月事業開始

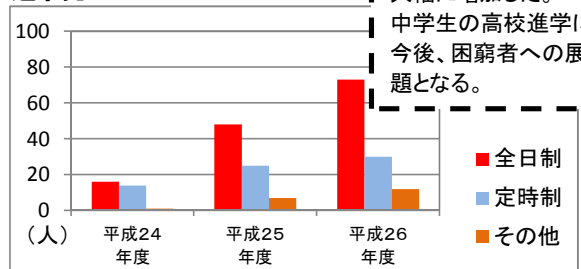
③学習支援(貧困の連鎖を防止)

(単位: か所、人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施場所数	2	6	8
中学3年生参加者数	31	80	115



進学先



この要請文の担当課/健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-3496

子ども・子育て支援事業計画の着実な推進 と質の確保に向けた取組について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 増大する保育ニーズに対応するため、保育所、小規模保育事業等の増設に係る必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 2 幼保連携型認定こども園の設置や幼稚園からの認定こども園への移行促進、認可外保育施設の認可保育所や小規模保育事業等への移行支援を図るため必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 3 新制度の公定価格における質の改善事項について、児童や保育士等の処遇向上のため、1歳児及び4・5歳児の職員配置の改善に係る財源を確保し、早期実現に努めること。

■ 要請の背景

- 本市の人口は、依然として増加の一途を辿っており、これに伴って就学前の子ども数が増加しています。また、核家族化の進行や共働きをする子育て家庭の増加などの影響により、保育所利用申請者数は毎年増加しています。

平成26年度については、認可保育所は1,790人分の新規整備を行い、22,340人の定員枠を確保するとともに、新制度における地域型保育事業についても114人分の新規整備を行うなど、保育受入枠の大幅な拡大を図ったところです。

しかしながら、本市の今後の「量の見込み」は、引き続き増加が見込まれており、さらなる保育環境の整備や、地域ごとの保育需要への的確な対応が必要であり、施設整備費に対する継続的な財政措置が必要です。

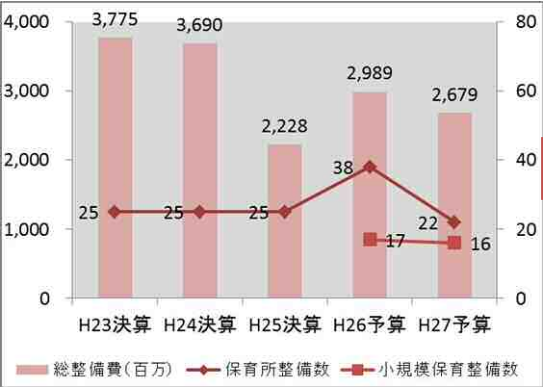
- 幼稚園の実績と環境を活かし、さらに充実した教育・保育を実施し、多様なニーズへの対応を図るため、希望する施設が円滑に認定こども園に移行するための支援や、保育の質の向上を図るため、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業に移行するための支援を行うためには、継続的な財政措置が必要です。
- 子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、国の公定価格における3歳児の職員配置の改善（20：1⇒15：1）に対して、加算の考え方が示されたところですが、1歳児（6：1⇒5：1）及び4・5歳児（30：1⇒25：1）の職員配置

の改善については、財源の確保が困難として実施時期についても未定となっています。児童や保育士等の処遇改善として実効性を担保するためにも、早期に財源を確保し、加算等の仕組みを構築することが必要です。

待機児童数の推移



保育所等の整備数・整備費の推移



川崎市子ども・子育て支援事業計画（子どもの未来応援プラン）に基づき平成28年度以降も継続的な取組が必要

幼稚園の新制度への移行

	26年度	27年度	28年度
認定こども園	2	2	7
幼稚園(施設型給付)		4	8
幼稚園	84	80	70

認可外保育事業の新制度への移行

	26年度	27年度	28年度
認可保育所		4	9
地域型保育事業		35	41
認可外保育施設	156	134	123

本市の職員加配基準

	国基準(公定価格ベース)	本市職員加配基準(民営保育所)
保育士	0歳3人つき保育士1人 1・2歳6人につき保育士1人 3歳20人につき保育士1人 (15人につき保育士1人の場合は加算) 4歳以上30人につき保育士1人	※産明け対象児童2人につき1人加配 ※障害児の受入れに対し加配 ※看護師の配置を指導
年休代替要員		1施設に1人配置
休憩・休息要員	定員90人以下施設 1人加算	保育士4人につき1人加配
調理員	定員40人以下:調理員1人 定員41人~150人:調理員2人 定員151人以上:3人	定員61~150人:調理員1人加配 定員151人以上:調理員2人加配 定員240人以上:調理員3人加配 栄養士の配置を指導

この要請文の担当課／市民・こども局こども本部子育て推進部 TEL044 - 200 - 2662

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 学校給食施設整備事業について、整備促進を図るための十分な財政措置を講ずること。
- 2 校舎等老朽化対策及び質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置や補助メニューの拡大を講ずること。
- 3 子育て世代流入による児童生徒増加への対応のため、校舎等新增改築事業及びこれに伴う学校用地取得について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

○本市の学校給食は、小学校113校、特別支援学校3校で単独校調理場方式による完全給食を実施し、中学校52校ではミルク給食を実施しています。学校においては、教科や特別活動、給食（昼食）の時間の中で食に関する指導を実施するなど、学校教育全体で食育の推進を図っています。今後、中学校においても、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり、安全・安心で温かい給食を提供し、さらなる食育の充実を図ることを目的に、完全給食の実施を進めることとしています。

○本市の学校施設は、築年数20年以上の施設が約70%を占め、老朽化が進んでいます。こうした状況の中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上（特に学校トイレ快適化及びエレベータ設置）、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進し、併せて財政支出の縮減と平準化を図る、学校施設長期保全計画を策定したところです。今後、本計画に基づいて、早期により多くの教育環境の改善を図ることとしています。

○また、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う子育て世代の流入により児童生徒が増加しているため、必要な教室数を確保するなど、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める必要があります。こうしたことから、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るため、学校用地の取得等による新設校の整備や校舎の増築などを進めることとしています。

■ 費用

○ 平成28年度計画事業費

- | | | | | | |
|-------------|-----|-----|---------|-----|----------|
| ・老朽化等対策事業 | 30校 | 事業費 | 約90.4億円 | （国費 | 約21.8億円） |
| ・質的整備事業 | 10校 | 事業費 | 約4.7億円 | （国費 | 約1.0億円） |
| ・児童生徒増加対策事業 | 6校 | 事業費 | 約30.3億円 | （国費 | 約4.0億円） |

【平成28年度の主な取組み】

学校給食施設整備事業

事業内容	事業年度	概算国庫支出金額
PFI 事業による共同調理場の整備 (仮称) 南部学校給食センター (仮称) 中部学校給食センター (仮称) 北部学校給食センター	PFI 事業期間 平成27～43年度	約14.3億円 (29年度)

老朽化等対策事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
再生整備事業 (校舎)	12校	平成28～30年度	約14.4億円 (28年度 約7.8億円)
再生整備事業 (体育館)	14校	平成28年度	約3.3億円
予防保全事業 (校舎)	2校	平成28年度	約2.0億円
予防保全事業 (体育館)	2校	平成28年度	約0.5億円

質的整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	7校	平成28年度	約0.8億円
エレベータ設置	3校	平成28年度	約0.1億円

児童生徒急増対策事業計画

○校舎の増築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
下沼部小学校 古川小学校 久末小学校 臨港中学校	平成27～28年度	約4.9億円 (28年度 約3.3億円)
末長小学校 西梶ヶ谷小学校	平成28～29年度	約2.3億円 (28年度 約0.7億円)

○新設校の用地費

新設地区	事業年度	用地費
新川崎地区	平成28年度	約6.7億円

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課 / 教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271
教育委員会事務局中学校給食推進室 TEL 044-200-3562

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の 取扱いについて

【内閣府・環境省・国土交通省】

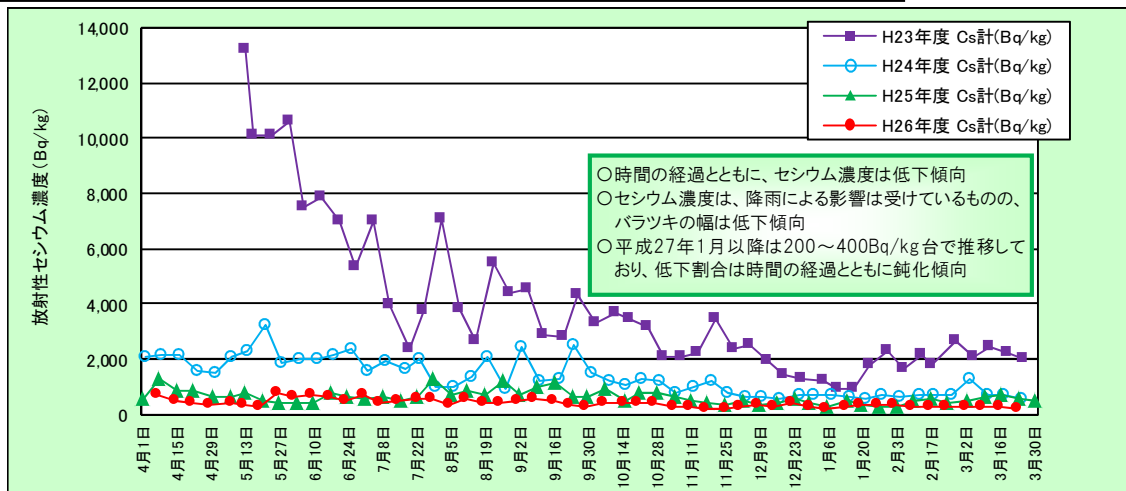
■ 要請事項

- 1 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の円滑な処分等に向けて、基準の妥当性・安全性について明確に示すとともに、地域の実情に応じた対応について必要な措置を講ずること。
- 2 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の一時保管等の経費に対しては、地方の負担とならない万全の補償が確実に行われるよう、必要な支援を講ずること。

■ 要請の背景

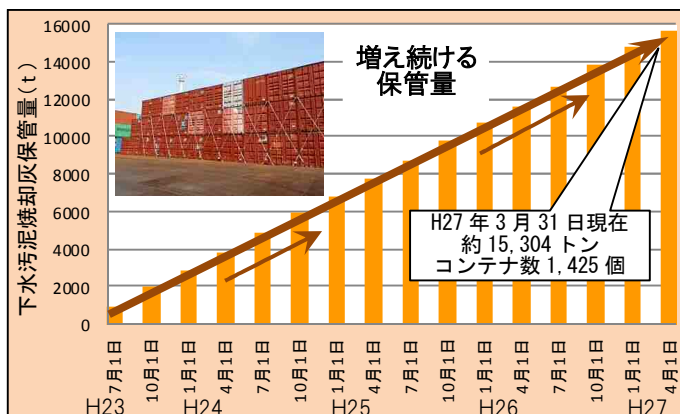
- 下水汚泥焼却灰及びごみ焼却飛灰（ばいじん）の保管量は、平成27年3月末現在で約36,230トンに達しており、保管場所の確保が大変難しい状況となっています。
- 放射性物質の濃度が低下した新たに発生するごみ焼却灰については、平成25年度から段階的に処分場への埋立を開始したものの、下水汚泥焼却灰や保管している焼却灰については、未だ資源化や最終処分には至っておらず、その開始には市民等の理解を得る必要があることから、処分等に係る基準の妥当性・安全性について明確に示す必要があるとともに、水面埋立地しか有していない等、本市の実情に応じたさらなる措置が必要です。
- 保管等の追加的支出のうち、既にその一部について東京電力（株）より支払いがありました。引き続き万全の補償が確実に行われるよう、財政措置を含めた国による支援が必要不可欠です。

入江崎総合スラッジセンターにおける下水汚泥焼却灰の放射能測定結果



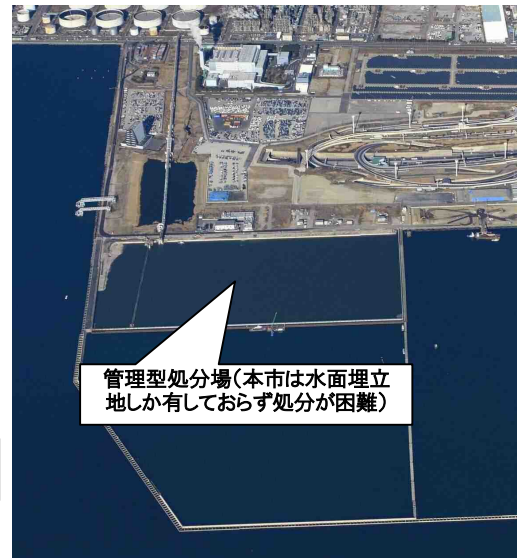
処分に係る本市の実情(下水汚泥焼却灰等の保管量及び管理型処分場の現況)

【増加する保管量】

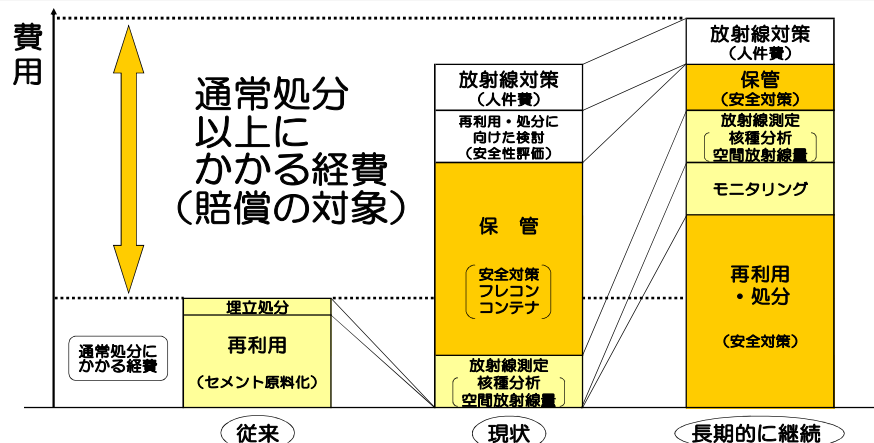


	下水汚泥 焼却灰	ごみ焼却飛灰 (ばいじん)	計
H27年3月31日 現在の保管量	15,304トン	20,926トン	36,230トン

【本市唯一の管理型処分場】



放射性物質が検出されたことにより新たに要することとなった経費のイメージ



国家戦略特区・国際戦略総合特区の取組推進と殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）の整備について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区の目標実現に向け、真に効果的な規制改革等を実現するとともに、区域計画に位置付けられた事業への国の予算措置について特段の配慮を行うこと。
- 2 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組を進めるため、税制をはじめ、規制の特例、財政、金融上の支援措置を継続すること。
- 3 総合特区推進調整費の改善を図ること。
 - （１）独立行政法人等が執行する補助事業への充当を認める機動的な運用
 - （２）直接、指定地域に交付する制度の創設
- 4 ナノ医療イノベーションセンターについて、革新的な研究開発の着実な推進に必要な支援を図ること。

■ 要請の背景

- 「国際的ビジネス拠点の形成」や「特区プロジェクトの研究開発成果の早期実用化」に向け、法令に規定された医療機関向けの規制の特例措置に加え、医薬品・医療機器開発の民間企業がメリットを享受できる規制改革等の実現が必要です。

また、国主導のプロジェクトとして、国は、地方自治体及び民間事業者とともに責任を持って事業を推進することが不可欠です。
- 税制上の支援措置は平成 27 年度までですが、『京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区』の目標を実現するためには、平成 28 年度以降も不可欠です。
- 総合特区推進調整費については、ライフサイエンス分野の多くの補助事業を国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の独立行政法人が執行していることから、独立行政法人の事業に充当できる仕組みづくりが不可欠です。

また、関係府省が予算措置している事業への支援のみならず、直接指定区域へ交付する制度の創設が必要です。

- 国際科学イノベーション拠点整備事業による「ナノ医療イノベーションセンター」については、研究開発の進捗状況を踏まえた継続的な支援が必要です。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発・臨空関連機能の集積



この要請文の担当課／総合企画局臨海部国際戦略室

TEL 044-200-3633

“水素社会”の実現に向けた川崎臨海部における水素ネットワークの構築等の推進について

【内閣府・内閣官房・経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 水素・燃料電池戦略ロードマップの着実な推進に向けて、「水素エネルギーフロンティア国家戦略特区」などを指定し、規制改革等を積極的に進めるとともに、財政的措置等を講ずること。
- 2 発電事業用水素発電の導入に向けた第一弾の取組となる「川崎臨海部水素ネットワークと水素混焼発電所」の整備にあたり、安全面における新たな標準や技術基準を整備すること。
- 3 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、水素の新たな利活用と関連インフラ等の整備を図るとともに、その取組を積極的に発信すること。
- 4 CO₂フリー水素供給システムの確立を目指し、再生可能エネルギー由来の水素により電力と温水を供給する自立型エネルギー供給システムの普及に向けた支援策を創設すること。

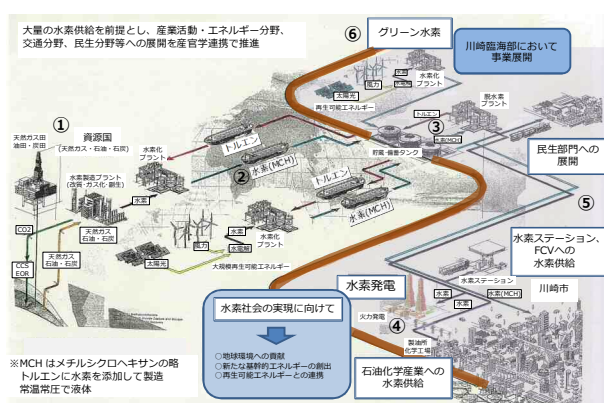
■ 要請の背景

- 我が国においては、東日本大震災以降、エネルギーの安定供給の確保、エネルギーセキュリティの向上、燃料費を含めた発電コストにおける経済性の追求とともに、増大するCO₂排出削減と環境負荷の低減に資する低炭素社会の実現が大きな課題となっています。
- 「日本再興戦略」においては、2030年に「クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会」を目指すとしており、次世代のクリーンエネルギーである水素の位置づけが高まっています。
- また、「エネルギー基本計画」において、水素は、地球温暖化対策に貢献する将来の二次エネルギーの中心を担うことが期待されており、多様な技術開発や低コスト化の取組を加速することとなっています。

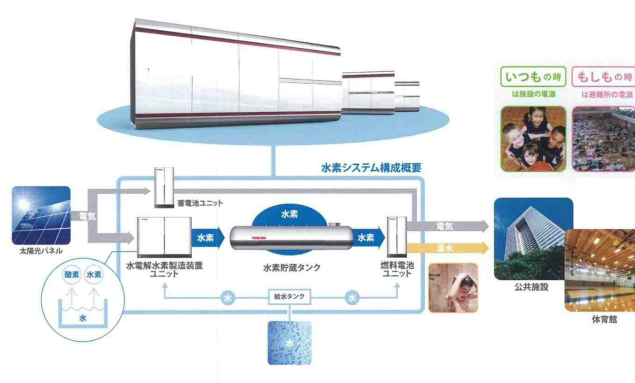
- 平成25年12月に設立された水素・燃料電池戦略協議会において、水素・燃料電池戦略ロードマップが策定されるとともに、同協議会のワーキンググループにおいて、水素・燃料電池関連機器やインフラ等に関する各種規制の見直しについての検討が行われています。
- 本年末の第21回国連気候変動枠組み条約締結国会議（COP21）に向けて、我が国の温室効果ガスの削減目標を設定する必要があるなか、水素発電は、大幅なCO2排出削減やエネルギー供給源の多様化に貢献するとともに、水素の市場規模拡大による水素の低価格化等につながるものと期待されています。
- 世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日する2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、水素社会の実現に向けた我が国の取組を世界に発信する好機となっています。
- 本市では、本年3月に策定した「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」において、水素社会を実現する3つの基本戦略として、入口となる「水素供給システムの構築」、出口サイドの「多分野にわたる水素利用の拡大」、ブランド戦略による「社会認知度の向上」を掲げており、合わせて、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを推進することとしています。

■ 効果等

- エネルギー供給源の多様化、CO2削減、環境負荷の低減
- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上



水素ネットワークの展開（イメージ）



再生可能エネルギー由来の水素を用いた
自立型エネルギー供給システム

この要請文の担当課／総合企画局スマートシティ戦略室 TEL044-200-2095

羽田連絡道路をはじめとする臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 東京湾岸地域を結ぶ道路交通網など京浜臨海部全体の交通ネットワーク基盤の整備・充実について、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた交通機能の強化に取り組むなど、必要な措置を図ること。
- 2 国際戦略総合特区間の連携強化や国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の形成を促進し、羽田空港を中心とした国際戦略拠点の形成に大きく資する羽田連絡道路の早期整備に向けた取組を進めること。
- 3 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネル整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。

■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。
- 臨海部の交通基盤は、こうした経済・産業活動を支える上で重要な役割を担っており、臨海部全体の活性化や大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要であり、本市「総合都市交通計画」においても、「①羽田空港へのアクセス強化」、「②臨海部交通ネットワークの強化」、「③臨海部各地へのアクセス性の向上」を掲げ、重点施策として取り組んでいます。
- 特に、臨海部では内陸部への交通集中による恒常的な渋滞や沿道環境の悪化が課題となっており、内陸部から湾岸部への交通誘導や臨海部各地区へのアクセス改善などによる環境にも配慮した安全かつ円滑な交通機能の確保に加え、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことから、それを見据えた取組が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。

- このような中、本市の臨海部地域では、臨港道路東扇島水江町線等が事業中であり、さらに、昨年9月には国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備が位置付けられ、事業着手に向けた調査・検討が進められています。

羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な戦略拠点形成を具現化するインフラであり、早期整備には、国をはじめとした関係機関の強い連携・協力が不可欠です。

また、国道357号は、広域的なネットワークを構築するインフラとして、羽田空港と大黒ふ頭間の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備が必要です。現在、羽田空港と浮島間の多摩川トンネル整備に向けた取組が進められていますが、その整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討が必要です。

■ 効果等

- 東京湾岸地域との連携強化 ○ 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の秩序化
○ 空港へのアクセス改善 ○ 沿道環境の改善 ○ 防災機能の向上



平成28年度
国の予算編成に対する重点要請書

平成27年6月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183